

国立研究開発法人防災科学技術研究所 第5期中期目標 新旧対照表 (案)

(赤字・下線部分は変更部分)

変更案	現行
<p data-bbox="165 389 1086 469">国立研究開発法人防災科学技術研究所が達成すべき業務運営に関する目標 (中長期目標)</p> <p data-bbox="165 533 1086 612">Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1・2 (略)</p> <p data-bbox="165 676 1086 756">3. レジリエントな社会を支える防災科学技術の中核的機関の形成 (1)・(2)・(3)・(4) (略)</p> <p data-bbox="165 820 1086 852">(5) 防災行政への貢献</p> <p data-bbox="165 868 1086 1187">内閣府により、令和6年度から SIP4D の主要機能を採用した新総合防災情報システム (SOB0-WEB) が運用開始され、防災基本計画に位置付けられたことも踏まえ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に基づく指定公共機関として対応し、SOB0-WEB 及び SIP4D 等を活用して災害時情報集約支援チーム (ISUT) をはじめとする関係機関等へ適切な災害対応のための情報提供を行うとともに、災害対応現場への職員の派遣及び後方支援を行う。</p> <p data-bbox="165 1203 1086 1437">また、平時においても地震調査研究推進本部や火山調査研究推進本部等の関係機関等へ観測、調査及び研究の成果を提供する。火山調査研究推進本部の方針に基づき、関係機関と連携して機動的な調査観測や解析を実施する体制を構築するとともに、<u>火山噴出物 (火山灰・噴石・火山ガス等) の分析を一元的かつ継続的に実施する拠点を整備する。</u>加</p>	<p data-bbox="1113 389 2024 469">国立研究開発法人防災科学技術研究所が達成すべき業務運営に関する目標 (中長期目標)</p> <p data-bbox="1113 533 2024 612">Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1・2 (略)</p> <p data-bbox="1113 676 2024 756">3. レジリエントな社会を支える防災科学技術の中核的機関の形成 (1)・(2)・(3)・(4) (略)</p> <p data-bbox="1113 820 2024 852">(5) 防災行政への貢献</p> <p data-bbox="1113 868 2024 1187">内閣府により、令和6年度から SIP4D の主要機能を採用した新総合防災情報システム (SOB0-WEB) が運用開始され、防災基本計画に位置付けられたことも踏まえ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に基づく指定公共機関として対応し、SOB0-WEB 及び SIP4D 等を活用して災害時情報集約支援チーム (ISUT) をはじめとする関係機関等へ適切な災害対応のための情報提供を行うとともに、災害対応現場への職員の派遣及び後方支援を行う。</p> <p data-bbox="1113 1203 2024 1437">また、平時においても地震調査研究推進本部や火山調査研究推進本部等の関係機関等へ観測、調査及び研究の成果を提供する。火山調査研究推進本部の方針に基づき、関係機関と連携して機動的な調査観測や解析を実施する体制を整備する。加えて、関係機関等と連携・協働した研究開発を積極的に行い、国、地方公共団体、民間企業、個人等の各主</p>

えて、関係機関等と連携・協働した研究開発を積極的に行い、国、地方公共団体、民間企業、個人等の各主体の防災力向上に資するための取組を行う。

さらに、災害時における被害拡大の防止及び速やかな復旧・復興の実効性を高めるため、国、地方公共団体等との連携・協働を強化し、災害現場で必要とされている科学技術のニーズを明らかにして、必要に応じて研究開発に反映させ、研究成果が効果的に活用されるような枠組みや体制構築に努める。

体の防災力向上に資するための取組を行う。

さらに、災害時における被害拡大の防止及び速やかな復旧・復興の実効性を高めるため、国、地方公共団体等との連携・協働を強化し、災害現場で必要とされている科学技術のニーズを明らかにして、必要に応じて研究開発に反映させ、研究成果が効果的に活用されるような枠組みや体制構築に努める。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）新旧対照表

(赤字・下線部分が追加・削除変更箇所)

変更案	変更前
目 次	目 次
I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 1	I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 1
II. 中長期目標の期間 <u>3</u>	II. 中長期目標の期間 <u>2</u>
III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
(略)	(略)
3. 研究開発成果の最大化のための関係機関との連携推進	3. 研究開発成果の最大化のための関係機関との連携推進
(略)	(略)
(2) 産学官の連携による研究開発成果の社会実装等の推進 <u>10</u>	(2) 産学官の連携による研究開発成果の社会実装等の推進 <u>9</u>
(略)	(略)
4. 研究開発の成果の最大化に向けた基盤的取組	4. 研究開発の成果の最大化に向けた基盤的取組
(略)	(略)
(2) 積極的な情報発信及びアウトリーチ活動 <u>11</u>	(2) 積極的な情報発信及びアウトリーチ活動 <u>10</u>
(3) 研究環境のデジタル化及び活用促進 <u>11</u>	(3) 研究環境のデジタル化及び活用促進 <u>10</u>
(略)	(略)

<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>3. 人件費管理の適正化 13</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項 13</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(略)</p> <p>2. 施設及び設備に関する事項 14</p> <p>3. 国際約束の誠実な履行に関する事項 14</p> <p>(略)</p> <p>1. 量子科学技術等に関する研究開発</p> <p>(1) 量子技術の基盤となる研究開発</p> <p>材料・デバイス等の原子・電子レベルの解析、可視化、微細加工や高度な量子機能創製など幅広い科学技術の発展を支える量子技術の基盤として、イオンビーム、電子線、レーザー、放射光等を総合的に活用した研究開発やビーム源・<u>ビームライン</u>の開発・高度化等を推進する。</p> <p>我が国の経済成長を支える生産性革命や新産業創出等に向けて、量子技術基盤拠点として、高度な量子機能を発揮する量子マテリアルの研究開発・安定的供給基盤の構築を推進する。また、量子機能創製分野の中核拠点として、国際競争力強化に向けた取組を推進するとともに、量子マテリアルの研究開発段階から産業応用までを繋ぐハブとしての役割を果たし、将来の事業化を見据えて企業連携数の増加に努めるなど産学官の連携や共創を推進する。加えて、本中長期目標期間中に市場ニーズの高い量子マテリアルを</p>	<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>3. 人件費管理の適正化 12</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項 12</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(略)</p> <p>2. 施設及び設備に関する事項 13</p> <p>3. 国際約束の誠実な履行に関する事項 13</p> <p>(略)</p> <p>1. 量子科学技術等に関する研究開発</p> <p>(1) 量子技術の基盤となる研究開発</p> <p>材料・デバイス等の原子・電子レベルの解析、可視化、微細加工や高度な量子機能創製など幅広い科学技術の発展を支える量子技術の基盤として、イオンビーム、電子線、レーザー、放射光等を総合的に活用した研究開発やビーム源の開発・高度化等を推進する。</p> <p>我が国の経済成長を支える生産性革命や新産業創出等に向けて、量子技術基盤拠点として、高度な量子機能を発揮する量子マテリアルの研究開発・安定的供給基盤の構築を推進する。また、量子機能創製分野の中核拠点として、国際競争力強化に向けた取組を推進するとともに、量子マテリアルの研究開発段階から産業応用までを繋ぐハブとしての役割を果たし、将来の事業化を見据えて企業連携数の増加に努めるなど産学官の連携や共創を推進する。加えて、本中長期目標期間中に市場ニーズの高い量子マテリアルを</p>
--	--

安定的に生産する技術の確立を目指す。

(略)

(3) フュージョンエネルギーの実現に向けた研究開発

フュージョンエネルギー（核融合エネルギー）は、資源量が豊富で偏在がないといった供給安定性、安全性、環境適合性、核拡散抵抗性、放射性廃棄物の処理・処分等の観点で優れた社会受容性を有することから、持続可能な環境・エネルギーを実現するために早期の実用化が期待されている。

引き続き、「イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定」（平成19年10月24日発効。以下「ITER協定」という。）に基づく「ITER計画」及び「核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定」（平成19年6月1日発効。以下「BA協定」という。）に基づく「核融合エネルギー研究分野における幅広いアプローチ活動」（以下「BA活動」という。）等を着実に実施し、フュージョンエネルギーの実用化に向けた研究開発を推進する。また、フュージョンエネルギー・イノベーション戦略（令和7年6月4日統合イノベーション戦略推進会議改定）を踏まえ、ITER・先進プラズマ研究開発・核融合理工学研究開発の成果の活用等により、原型炉建設判断に必要な技術基盤構築を進める。

さらに、大学、研究機関、産業界等の意見や知識を集約してITER計画及びBA活動等に取り組むことを通じて、国内連携・協力を推進することにより、国内の他の核融合研究機関との研究成果の相互還流を進め、フュージョンエネルギーの実用化に向けた研究・技術開発を促進する。

(略)

3) BA活動等による核融合理工学研究開発

原型炉設計・研究開発や理論・シミュレーション研究等を行う国際核融合エネルギー研究センター事業と核融合材料照射施設の工学実証・工学設計事業等から成る核融合理

安定的に生産する技術の確立を目指す。

(略)

(3) フュージョンエネルギーの実現に向けた研究開発

フュージョンエネルギー（核融合エネルギー）は、資源量が豊富で偏在がないといった供給安定性、安全性、環境適合性、核拡散抵抗性、放射性廃棄物の処理・処分等の観点で優れた社会受容性を有することから、持続可能な環境・エネルギーを実現するために早期の実用化が期待されている。

引き続き、「イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定」（平成19年10月24日発効。以下「ITER協定」という。）に基づく「ITER計画」及び「核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定」（平成19年6月1日発効。以下「BA協定」という。）に基づく「核融合エネルギー研究分野における幅広いアプローチ活動」（以下「BA活動」という。）を着実に実施し、フュージョンエネルギーの実用化に向けた研究開発を推進する。また、21世紀中葉の原型炉運転開始を目指して、ITER・先進プラズマ研究開発・核融合理工学研究開発の成果の活用等により、原型炉建設判断に必要な技術基盤構築を進める。

さらに、大学、研究機関、産業界等の意見や知識を集約してITER計画及びBA活動に取り組むことを通じて、国内連携・協力を推進することにより、国内の他の核融合研究機関との研究成果の相互還流を進め、フュージョンエネルギーの実用化に向けた研究・技術開発を促進する。

(略)

3) BA活動等による核融合理工学研究開発

原型炉設計・研究開発や理論・シミュレーション研究等を行う国際核融合エネルギー研究センター事業と核融合材料照射施設の工学実証・工学設計事業から成る核融合理工

工学研究開発について、BA 協定等の下、着実に実施する。また、BA 活動等で整備した施設を活用して、原型炉建設に向けた推進体制の構築を進めるとともに、原型炉建設判断に必要な技術基盤構築に向けて技術の蓄積を行う。

(略)

3. 研究開発成果の最大化のための関係機関との連携推進

(略)

(2) 産学官の連携による研究開発成果の社会実装等の推進

本法人が運用・保有する最先端の研究設備、研究ネットワーク等を最大限に活用して、産学官の外部機関との共同研究や人材交流等の連携を積極的に推進する。また、企業との連携・共同研究等における収入額の増加や、イノベーションハブの参画企業数の増加に努める。さらに、必要に応じて外部の機関・人材も活用しつつ、産学官連携を促すための人材の配置や育成、制度の設計・整備などのマネジメントを着実に行うとともに本法人の研究開発の成果に係る成果活用事業者等に対する出資並びに人的及び技術的援助等の積極的な取組により、研究成果の社会実装等を促進する。その際には、知的財産の獲得・維持・活用のための適切な人員配置等の体制を整える。加えて、他の量子拠点との連携を推進し、研究開発の成果の最大化に努める。

(3) 国際協力の推進

国外の研究機関及び国際機関との協力取決めの締結や国際研究交流に係る制度等の活用により、国際共同研究や海外との人材交流、国際会議など国際協力を積極的に推進する。

また、政府方針等を踏まえ、機微技術・情報の流出防止措置などの研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を徹底するための適切な措置を講じる。

4. 研究開発の成果の最大化に向けた基盤的取組

(略)

学研究開発について、BA 協定の下、着実に実施する。また、BA 活動等で整備した施設を活用して、原型炉建設に向けた推進体制の構築を進めるとともに、原型炉建設判断に必要な技術基盤構築に向けて技術の蓄積を行う。

(略)

3. 研究開発成果の最大化のための関係機関との連携推進

(略)

(2) 産学官の連携による研究開発成果の社会実装等の推進

本法人が運用・保有する最先端の研究設備、研究ネットワーク等を最大限に活用して、産学官の外部機関との共同研究や人材交流等の連携を積極的に推進する。また、企業との連携・共同研究等における収入額の増加や、イノベーションハブの参画企業数の増加に努める。さらに、必要に応じて外部の機関・人材も活用しつつ、産学官連携を促すための人材の配置や育成、制度の設計・整備などのマネジメントを着実に行うことにより、研究成果の社会実装等を促進する。その際には、知的財産の獲得・維持・活用のための適切な人員配置等の体制を整える。加えて、他の量子拠点との連携を推進し、研究開発の成果の最大化に努める。

(3) 国際協力の推進

国外の研究機関及び国際機関との協力取決めの締結や国際研究交流に係る制度等の活用により、国際共同研究や海外との人材交流、国際会議など国際協力を積極的に推進する。

4. 研究開発の成果の最大化に向けた基盤的取組

(略)

IV. 業務運営の効率化に関する事項

1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立

(略)

2) 内部統制の強化

本法人の果たすべき役割を踏まえて、適正かつ効果的・効率的な内部統制を強化するため、コンプライアンスの徹底、経営層による意思決定、内部規程整備・運用、リスクマネジメント等を含めた内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、研究開発活動の信頼性や科学技術の健全性の確保の観点から、研究不正に適切に対応するため、研究不正の防止対策に努めるとともに、管理責任を明確化する。さらに、研究不正発覚時の対応についても、あらかじめ対策を講じる。

また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進める。

さらに、政府方針等を踏まえ、機微技術・情報の流出防止措置などの研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を徹底するための適切な対応を講じる。具体的には、研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を支える基盤的な取組として、効果的・効率的に進める体制の整備や適切なフォローアップの実施などを行う。また、安全保障貿易管理の取組、不正競争防止法による保護を見据えた秘密管理体制の徹底などの対応を行う。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立

(略)

2) 内部統制の強化

本法人の果たすべき役割を踏まえて、適正かつ効果的・効率的な内部統制を強化するため、コンプライアンスの徹底、経営層による意思決定、内部規程整備・運用、リスクマネジメント等を含めた内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、研究開発活動の信頼性や科学技術の健全性の確保の観点から、研究不正に適切に対応するため、研究不正の防止対策に努めるとともに、管理責任を明確化する。さらに、研究不正発覚時の対応についても、あらかじめ対策を講じる。

また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進める。

国立研究開発法人 科学技術振興機構 第5期中長期目標 新旧対照表（案）

（赤字・下線部分は変更部分）

変更案	現行
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人 科学技術振興機構 第5中期目標</p> <p>Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進</p> <p>科学技術の活用による社会課題の解決と新たな価値の創出に向けた研究開発の推進により、・・・、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発、<u>グリーントランスフォーメーション（GX）に資する基盤研究開発及びAI 駆動型研究の高度化に向けた研究開発</u>を推進する。</p> <p><u>2. 5. AI 駆動型研究の高度化に向けた研究開発の推進</u></p> <p><u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号） 第 27 条の2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、国が策定する AI for Science の基本的な戦略方針の下、科学基盤モデル等の AI 駆動型研究の高度化に向けた研究開発を推進する。</u></p> <p><u>4. 3. 先端技術分野における研究開発・人材育成の推進</u></p> <p><u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号） 第 27 条の2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、人的資本への投資拡充に向けた好循環を実現するため、産業・科学に関する先端技術分野を対象に、産学における優れた人材層の充実・強化に資</u></p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人 科学技術振興機構 第5中期目標</p> <p>Ⅲ. （同左）</p> <p>2. （同左）</p> <p>科学技術の活用による社会課題の解決と新たな価値の創出に向けた研究開発の推進により、・・・、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発やグリーントランスフォーメーション（GX）に資する基盤研究開発を推進する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

<p><u>する研究開発・人材育成を推進する。</u></p> <p><u>4. 4. 先端研究設備・機器の整備・共用・高度化を通じた研究開発の推進</u></p> <p><u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、我が国の研究基盤を刷新し、若手を含めた全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境を実現するため、研究大学等において、地域性や組織の強み・特色等も踏まえ、技術職員等の人材を含めたコアファシリティの戦略的な整備を支援するとともに、研究基盤のエコシステムの形成に向けて、先端的な研究設備・機器の整備・共用・高度化を通じた研究開発を推進する。</u></p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>2. 内部統制の充実・強化</p> <p>・・・、オープンサイエンスを推進する上で、適切な<u>技術流出対策等の研究セキュリティや研究インテグリティに係る</u>組織的課題に対し、理事長のリーダーシップの下、政府・関係機関と連携しその強化に取り組む。</p> <p>【指標】</p> <p>○項目</p> <p><u>2.5. AI 駆動型研究の高度化に向けた研究開発の推進</u></p> <p>○評価軸</p> <p><u>・国が定める基本方針に基づき、科学基盤モデル等の AI 駆動型研究の高度化に資する研究成果が創出されているか。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>VI. (同左)</p> <p>2. (同左)</p> <p>・・・、オープンサイエンスを推進する上で、適切な<u>技術流出対策や研究インテグリティなどの</u>組織的課題に対し、理事長のリーダーシップの下、政府・関係機関と連携しその強化に取り組む。</p> <p>【指標】</p> <p>○項目</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p>○評価指標</p> <p><u>・国が定める基本方針に基づく、科学基盤モデル等の AI 駆動型研究の高度化に資する研究開発課題の採択・推進</u></p> <p>○モニタリング指標</p> <p><u>・国が定める基本方針に基づき採択された研究開発課題数</u></p> <p>○項目</p> <p><u>4.3. 先端技術分野における研究開発・人材育成の推進</u></p> <p>○評価軸</p> <p><u>・先端技術分野において、産学で活躍する優れた人材層の充実・強化や人的資本への投資拡充に貢献しているか。</u></p> <p><u>・先端技術分野において、産学の連携により優れた研究開発成果が創出されているか。</u></p> <p>○評価指標</p> <p><u>・先端的な研究設備・機器の整備・共有・高度化を通じた研究開発に資するプロジェクトの採択・推進</u></p> <p>○モニタリング指標</p> <p><u>・事業趣旨に沿って採択されたプロジェクト数</u></p>	<p>○項目</p> <p>(新設)</p>
<p>○項目</p> <p><u>4.4. 先端研究設備・機器の整備・共用・高度化を通じた研究開発の推進</u></p> <p>○評価軸</p> <p><u>・我が国の研究基盤を刷新し、若手を含めた全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境の実現に向けて進捗しているか。</u></p> <p><u>・先端的な研究設備・機器の整備・共用・高度化を通じた研究開発成果が創出されているか。</u></p>	<p>○項目</p> <p>(新設)</p>

○評価指標

・ 先端的な研究設備・機器の整備・共有・高度化を通じた研究開発に資するプロジェクトの採択・推進

○モニタリング指標

・ 事業趣旨に沿って採択されたプロジェクト数